

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-303697

(P2006-303697A)

(43) 公開日 平成18年11月2日(2006.11.2)

(51) Int. Cl.	F I			テーマコード (参考)	
HO4L 9/08 (2006.01)	HO4L	9/00	6O1B	5C164	
HO4N 7/16 (2006.01)	HO4N	7/16	Z	5J104	
	HO4L	9/00	6O1E		

審査請求 有 請求項の数 6 O L (全 23 頁)

(21) 出願番号	特願2005-119832 (P2005-119832)	(71) 出願人	000003078 株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号
(22) 出願日	平成17年4月18日 (2005.4.18)	(74) 代理人	100109900 弁理士 堀口 浩
		(72) 発明者	佐藤 順 東京都青梅市末広町2丁目9番地 株式会社東芝青梅事業所内
		(72) 発明者	渡邊 恵古 東京都青梅市末広町2丁目9番地 株式会社東芝青梅事業所内
		(72) 発明者	寺内 亨 東京都青梅市末広町2丁目9番地 株式会社東芝青梅事業所内

最終頁に続く

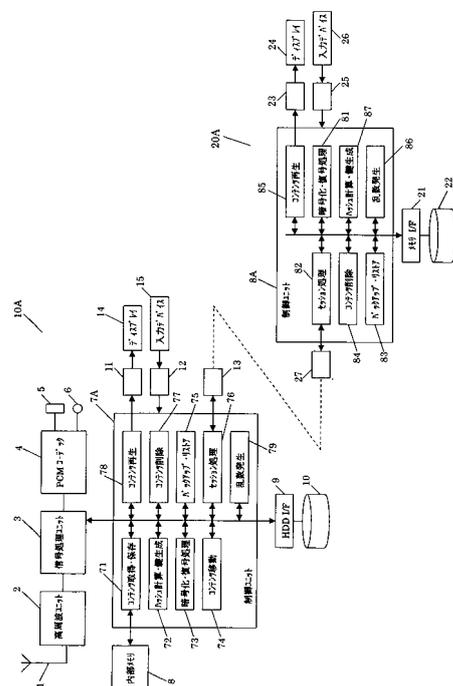
(54) 【発明の名称】 情報端末装置

(57) 【要約】

【課題】 バックアップ又は移動先でのコンテンツ再生を可能とすると共に、他の機器からの要求に応じて送信するコンテンツを他の機器で再生可能とする。

【解決手段】 制御ユニット 8 Aは、メモリ 2 2に記憶されているバックアップ又は移動されたコンテンツの再生要求があると、このコンテンツのダウンロード日時を読み出して携帯端末 1 0 Aに対して暗号化鍵の生成を要求する。また、パーソナルコンピュータ 2 0 Aで携帯端末 1 0 Aに対するコンテンツのインポート要求が入力されると、要求されたコンテンツをハッシュ計算・鍵生成機能 8 7で生成した暗号鍵で復号可能な状態から、ハッシュ計算・鍵生成機能 7 2で生成された暗号化鍵で復号できる状態に変換する。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

他の機器からバックアップ又は移動によって取得した前記他の機器でのみ再生可能に設定されているコンテンツファイルと、自己で再生可能なコンテンツファイルとを記憶する記憶手段と、

コンテンツの再生要求があると、該再生要求で指定されたコンテンツを含むコンテンツファイルから該コンテンツを復号する鍵情報の生成に必要な鍵生成情報を取得し、該鍵生成情報を前記他の機器へ送信する鍵生成要求手段と、

前記他の機器で生成された鍵情報を受信すると、該鍵情報を用いてコンテンツの復号を行う復号処理手段と、

10

前記復号処理手段によって復号されたコンテンツを再生する再生手段とを具備することを特徴とする情報端末装置。

【請求項 2】

暗号化されたコンテンツ、このコンテンツを暗号化する第 2 の鍵によって暗号化された第 1 の鍵、及びこの第 1 の鍵を暗号化する第 2 の鍵の生成に必要な鍵生成情報を含むコンテンツファイルを記憶する記憶手段と、

上記記憶手段に記憶されているコンテンツファイルを他の機器へ移動する要求があると、該他の機器に対し、前記鍵生成情報と共に第 3 の鍵の生成を要求する鍵生成要求手段と、

前記要求に応じて前記他の機器から前記鍵生成情報を利用して生成された第 3 の鍵を受信する受信手段と、

20

前記第 3 受信手段によって第 3 の鍵を受信すると、前記鍵生成情報を利用して第 2 の鍵を生成して前記第 1 の鍵を復号し、該復号した第 1 の鍵を第 3 の鍵を用いて暗号化する暗号化・復号処理手段と、

前記コンテンツファイルの第 2 の鍵によって暗号化された第 1 の鍵を、前記第 3 の鍵によって暗号化された第 1 の鍵に変更した後に、該コンテンツファイルを前記他の機器に送信する送信手段と

を具備することを特徴とする情報端末装置。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】**

30

【0001】

この発明は、携帯電話機や P D A (Personal Digital Assistant) 等の通信機能を有する情報端末装置に係わり、特にコンテンツサーバからコンテンツを取得して保存すると共に、このコンテンツを再生する機能を備えた情報端末装置に関する。

【背景技術】**【0002】**

近年、音楽コンテンツ等のリッチコンテンツをコンテンツサーバから情報端末装置に配信サービスが普及し始めている。この種のサービスを利用する情報通信端末では、コンテンツサーバからダウンロードしたコンテンツをメモリに一旦記憶し、ユーザの再生操作に応じて保存したコンテンツの再生を行っている。

40

【0003】

一方、コンテンツを蓄積するメモリとしてハードディスク (HDD) を採用する情報端末装置があるが、メモリとしてハードディスクを用いた場合、フラッシュメモリ等を用いる場合と比べ、多くのコンテンツを記憶することが可能となる。しかしながら、ハードディスクは一般的に衝撃に対して弱く壊れやすいという欠点がある。特に、携帯電話機のように手に持って利用する頻度が高い場合は、落下によってハードディスクが壊れるリスクも高くなる。

【0004】

そこで、ハードディスクに記憶されたコンテンツを外部の記憶装置にバックアップしておき、ハードディスクの障害などによりコンテンツが使用できなくなった場合に、バック

50

アップしたコンテンツを上記外部の記憶装置からハードディスクにリストアできるようにすることが望まれている。

【0005】

例えば、バックアップサーバを設け、通信端末がコンテンツサーバから利用条件を付したコンテンツをダウンロードするときに、コンテンツサーバは上記バックアップサーバのネットワークアドレスをコンテンツに付して送信する。そして、コンテンツを受信した通信端末は、取得したコンテンツをバックアップする際に、コンテンツに付されたネットワークアドレスをもとにコンテンツをバックアップサーバに送信し、バックアップサーバは上記通信端末から送信されたコンテンツを、上記通信端末の電話番号と対応付けて保存することが知られている（例えば、特許文献1を参照。）。

10

ところが、この仕組みでは、バックアップ専用のサーバを設けなければならないため、コンテンツ販売者や利用条件の管理者にとって設備投資が必要となる。

【0006】

一方、通信端末からパーソナルコンピュータにバックアップすることも考えられており、この場合、通信端末のハードディスクに記憶されたコンテンツをその権利情報を含めて暗号化し、この暗号化されたコンテンツと権利情報とをパーソナルコンピュータにコピーする。そして、ハードディスクの障害等によりコンテンツが消失した場合に、パーソナルコンピュータにコピーしていたコンテンツと権利情報とを通信端末のハードディスクにリストアするものである。

【0007】

20

さらに、通信端末のメモリを有効利用するために、通信端末のメモリからパーソナルコンピュータにコンテンツと権利情報を移動させることや、バックアップしたコンテンツと権利情報を通信端末から削除することも可能である。

【特許文献1】特開2004-48180公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

ところが、上記のように通信端末で取得したコンテンツをパーソナルコンピュータにバックアップや移動を行った場合、このコンテンツを再生させるとき、画面サイズの大きなパーソナルコンピュータでの再生を行いたいとの要求がある。

30

【0009】

しかしながら、コンテンツを任意の機器で自由に再生可能とすることは著作権上の問題がある。

【0010】

この発明は上記事情を考慮してなされたもので、その目的は、パーソナルコンピュータに移動またはバックアップしたコンテンツを、このパーソナルコンピュータで再生可能とし、かつ著作権上の管理を適正に行えるようにした情報端末装置を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0011】

上記目的を達成するために、この発明に係わる情報端末装置では、他の機器からバックアップ又は移動によって取得した前記他の機器でのみ再生可能に設定されているコンテンツファイルと、自己で再生可能なコンテンツファイルとを記憶する記憶手段と、コンテンツの再生要求があると、該再生要求で指定されたコンテンツを含むコンテンツファイルから該コンテンツを復号する鍵情報の生成に必要な鍵生成情報を取得し、該鍵生成情報を前記他の機器へ送信する鍵生成要求手段と、前記他の機器で生成された鍵情報を受信すると、該鍵情報を用いてコンテンツの復号を行う復号処理手段と、前記復号処理手段によって復号されたコンテンツを再生する再生手段とを具備することを特徴としている。

40

【0012】

また、他の発明に係わる情報端末装置では、暗号化されたコンテンツ、このコンテンツを暗号化する第2の鍵によって暗号化された第1の鍵、及びこの第1の鍵を暗号化する第

50

2の鍵の生成に必要な鍵生成情報を含むコンテンツファイルを記憶する記憶手段と、上記記憶手段に記憶されているコンテンツファイルを他の機器へ移動する要求があると、該他の機器に対し、前記鍵生成情報と共に第3の鍵の生成を要求する鍵生成要求手段と、前記要求に応じて前記他の機器から前記鍵生成情報を利用して生成された第3の鍵を受信する受信手段と、前記第3の鍵を受信すると、前記鍵生成情報を利用して第2の鍵を生成して前記第1の鍵を復号し、該復号した第1の鍵を第3の鍵を用いて暗号化する暗号化・復号処理手段と、前記コンテンツファイルの第2の鍵によって暗号化された第1の鍵を、前記第3の鍵によって暗号化された第1の鍵に変更した後に、該コンテンツファイルを前記他の機器に送信する送信手段とを具備することを特徴としている。

【発明の効果】

10

【0013】

この発明では、携帯端末で取得したコンテンツを他の機器にバックアップや移動を行った際、バックアップや移動先の機器でも所定の条件を満たすことで上記コンテンツを再生させることが可能となる。

【0014】

また、ある機器で取得し、かつ該機器でのみ再生可能なコンテンツを指定した他の機器でのみ再生可能なファイルに変換することで、所望とする機器を選択して再生することが可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0015】

20

(第1の実施形態)

図1は、この発明に係わる携帯端末と、該携帯端末に接続されたパーソナルコンピュータとを示したブロック図である。

【0016】

まず同図の携帯端末10Aの構成について説明する。

図示しない基地局から送信された無線信号は、アンテナ1で受信された後に高周波ユニット2に入力される。高周波ユニット2では、受信された無線信号のダウンコンバートを行って中間周波信号を求め、さらに直交復調処理、R A K E受信機による各パスの逆拡散及び合成処理等が行われる。そして、上記R A K E受信機から出力された受信パッケージデータは信号処理ユニット3に入力される。

30

【0017】

信号処理ユニット3は、例えばD S P (Digital Signal Processor)で構成され、前記受信パッケージデータを先ずメディア毎に分離し、この分離したメディア毎のデータに対してそれぞれ復号処理を施す。

例えば、受信パッケージデータにオーディオデータが含まれていれば、このオーディオデータをスピーチコーデックにより復号する。また、受信パッケージデータにビデオデータが含まれていれば、このビデオデータをビデオコーデックにより復号する。さらに、受信パッケージデータがダウンロードコンテンツであれば、このコンテンツを伸長した後、制御ユニット7Aに対して出力する。

【0018】

40

上記復号処理により得られたデジタルオーディオ信号は、P C M符号処理部(以後、P C Mコーデックと称する)4によりP C M復号された後、増幅されてスピーカ5により出力される。また、ビデオコーデックにより復号されたデジタルビデオ信号は、制御ユニット7Aから表示インタフェース(表示I / F)11に供給され、表示ディスプレイ14に表示される。

【0019】

一方、マイクロホン6に入力された話者の音声信号は、図示しない増幅器により増幅された後にP C Mコーデック4でP C M符号化され、これによりデジタルオーディオ信号となって信号処理ユニット3に入力され圧縮符号化される。また、図示しないカメラから出力されるビデオ信号や、制御ユニット7Aで作成されたメール等のテキストデータがあ

50

る場合は、これらも圧縮符号化される。そして圧縮符号化された各送信データは送信パケットデータに多重化された後、高周波ユニット2に入力される。

【0020】

高周波ユニット2では、上記送信パケットデータに対してスペクトラム拡散処理、PQSK (Quadrature Phase Shift Keying) 方式等のデジタル変調方式を使用した変調処理、無線信号へのアップコンバートが行われる。そして、このアップコンバートにより生成された無線送信信号は、電力増幅されると共に送信フィルタリング処理されてからアンテナ1を介して基地局に向けて送信される。

【0021】

ところで、携帯端末10Aは、記憶媒体として内部メモリ8とハードディスク(HDD)10とを備えている。このうち、内部メモリ8は例えばEEPROMから成り、外部インタフェース(外部I/F)13を介して接続されたパーソナルコンピュータ20Aからアクセス不可能な記憶媒体であり、これに対してHDD10は、パーソナルコンピュータ20Aがデータの書込み、および読出しを行うことのできる記憶媒体である。

【0022】

制御ユニット7Aは、例えばマイクロコンピュータ(CPU: Central Processing Unit)を備えたもので、この発明に係わる制御機能として、コンテンツ取得・保存処理機能71、ハッシュ計算・鍵生成機能72、暗号化・復号処理機能73、コンテンツ移動処理機能74、バックアップ/リストア機能75、セッション処理機能76、コンテンツ削除処理機能77、コンテンツ再生処理機能78、及び乱数発生機能79とを有している。なお、これらの機能は、いずれもプログラムを上記マイクロコンピュータが実行することによって実現することができる。

【0023】

続いて、制御ユニット7Aが有する各機能について説明する。

コンテンツ取得・保存機能71は、図示しないコンテンツサーバに保存されているコンテンツデータをダウンロードする処理を行う。ダウンロードされるコンテンツは、ビデオデータとオーディオデータとを含んで構成されるが、再生回数や再生期間などが設定されたコンテンツの場合は、この再生回数や再生期間などの利用条件が権利情報として含まれる。そして、ダウンロードしたコンテンツをダウンロード日時と共に内部メモリ8に保存し、その後、入力インタフェース(入力I/F)14を介して接続された入力デバイス15より、内部メモリ8からHDD10に移動する要求が入力されると、コンテンツを暗号化してHDD10に移動される。

なお、コンテンツの暗号化は、後述のハッシュ計算・鍵生成機能72で生成された暗号化鍵を用い暗号化・復号処理機能73によって実施される。

【0024】

ハッシュ計算・鍵生成機能72は、コンテンツをダウンロードしたときに付与されるダウンロード日時及び/又は乱数発生部79で発生した乱数と、携帯端末10Aにユニークに割り当てられている電話番号又は機器固有IDとに基づいて暗号化鍵の生成を行い、更に、I/F13に接続されたパーソナルコンピュータ20Aから受信した暗号化鍵転送要求を受け、この暗号化鍵転送要求に含まれるダウンロード日時及び/又は乱数を読み出し、携帯端末10A内のメモリに記憶されている電話番号又は機器固有IDとを用いて暗号化鍵の生成を行う。また、パーソナルコンピュータ20Aとの間でセキュアセッションを確立するときに必要なハッシュ計算もここで行われる。

【0025】

暗号化・復号処理機能73は、コンテンツ取得・保存機能71およびコンテンツ再生処理機能76からの要求に基づき、ハッシュ計算・鍵生成機能72によって生成された暗号化鍵を用いて暗号化されているコンテンツ(以下、暗号化されているコンテンツを、暗号化コンテンツと称する)の復号処理、およびコンテンツの暗号化処理を行う。また、パーソナルコンピュータ20Aとの間でセキュアセッションを確立するときに必要な暗号・復号処理もここで行われる。なお、暗号化方式としては、例えばAES (Advanced Encrypt

10

20

30

40

50

ion Standard) が用いられる。

【0026】

コンテンツ移動機能74は、HDD10に記憶された暗号化コンテンツを、外部I/F13を介して接続されたパーソナルコンピュータ20Aのメモリに移動させる処理を行う。なお、暗号化コンテンツの移動とは、パーソナルコンピュータ20Aのメモリ22に暗号化コンテンツを記憶させ、HDD10から暗号化コンテンツを消去することを意味している。

【0027】

バックアップ/リストア機能75は、HDD10に記憶された暗号化コンテンツのコピーを外部I/F13を介して接続されたパーソナルコンピュータ20Aに転送し、パーソナルコンピュータ20Aのメモリ22にバックアップさせるとともに、ユーザ操作に応じてパーソナルコンピュータ20Aのメモリから暗号化コンテンツを転送させてHDD10にリストアする処理を実行する。

このバックアップでは、パーソナルコンピュータ20Aに転送された暗号化コンテンツは携帯端末10AのHDD10にも存在する。

【0028】

セッション処理機能76は、外部I/F13を介して接続されたパーソナルコンピュータ20Aとの間で暗号化コンテンツなど各種データの送受信を行うときに、パーソナルコンピュータ20Aとの間でセッションを形成する。また、暗号化鍵を携帯端末10Aからパーソナルコンピュータ20Aに送信するときや、携帯端末10Aとパーソナルコンピュータ20Aとの間で認証を行うときは、形成するセッションはセキュアなセッションを形成する。このセキュアなセッションの形成について後に詳述する。

【0029】

コンテンツ削除機能77は、入力デバイス15から入力された削除要求に応じて内部メモリ8およびHDD10に記憶されているコンテンツの削除を行う。このとき、コンテンツに対応して記憶されているダウンロード日時、乱数、権利情報の削除も行われる。

【0030】

再生処理機能78は、入力デバイス15から入力されたコンテンツ再生要求に基づいて動作し、指定された暗号化コンテンツをHDD10から読み出し、またコンテンツを内部メモリ8から読み出して再生処理を行う。なお、暗号化コンテンツを再生する場合は、ハッシュ計算・鍵生成手段72で生成された暗号化鍵が利用される。

【0031】

乱数発生機能79は、暗号鍵生成やセキュアなセッション形成などに利用される乱数の生成を行う。

【0032】

また、携帯端末10Aには、液晶表示器などのディスプレイ14、0~9のうちの1つの数字と少なくとも1つのアルファベットの入力を行うテンキー、メニュー表示やメール機能を起動するための機能を有する機能キーからなる入力デバイス15も備えられている。

【0033】

なお、外部I/F13はUSB(Universal Serial Bus)ケーブルのような有線ケーブルの接続可能なインタフェースや、Bluetooth(登録商標)のような無線LANによって通信するインタフェースなど、任意のインタフェースを利用することが可能である。

【0034】

続いてパーソナルコンピュータ20Aの構成について説明する。

制御ユニット8Aも、携帯端末10AのようにCPUを備えており、暗号化・復号処理機能81、セッション処理機能82、バックアップ・リストア機能83、コンテンツ削除機能84、コンテンツ再生処理機能85、乱数発生機能86、ハッシュ計算・鍵生成機能87の各機能を、プログラムを実行することで実現することができる。

10

20

30

40

50

【0035】

暗号化・復号処理機能81は、コンテンツ再生処理機能85からの再生要求に基づき、携帯端末10Aで生成された暗号化鍵を用いて暗号化コンテンツの復号処理を行う。

【0036】

セッション処理機能82は、携帯端末10Aとの間で暗号化コンテンツなどの各種データの送受信を行うときに、携帯端末10Aとの間でセッションを形成する。そして、暗号化鍵の生成を要求する際の処理、即ち、暗号化コンテンツと対応して記憶されているダウンロード日時及び/または乱数の携帯端末10Aへの送信、携帯端末10Aで生成された暗号化鍵を受信するときにはセキュアなセッションを形成する。

【0037】

バックアップ・リストア機能83は、携帯端末10Aから暗号化コンテンツのバックアップ要求を受信すると、携帯端末10Aから送られてきた暗号化コンテンツとダウンロード日時及び/又は乱数をメモリ22へ記憶する処理を実行するとともに、メモリ22に記憶されている暗号化コンテンツのリストア要求を受信すると、メモリ22から暗号化コンテンツを読み出して、携帯端末10Aへ送信する処理を行う。

【0038】

コンテンツ削除機能84は、入力デバイス26から入力された削除要求に応じてメモリ22に記憶されている暗号化コンテンツの削除を行う。

【0039】

コンテンツ再生処理機能85は、入力デバイス26から入力されたコンテンツ再生要求に基づいて動作し、指定された暗号化コンテンツに対応して記憶されているダウンロード日時及び/又は乱数を読み出し、携帯端末10Aに対して暗号化鍵の転送要求を行う。そして、携帯端末10Aから暗号化鍵を受け取ると、この暗号化鍵を利用して復号されたコンテンツをディスプレイ24に表示させる。

【0040】

乱数発生機能86は、セッション処理機能82が携帯端末10Aとの間でセキュアなセッションを形成する際に利用する乱数を発生させる。

【0041】

ハッシュ計算・鍵生成機能87は、携帯端末10Aとの間でセキュアセッションを確立するときに必要なハッシュ計算や、コンテンツの暗号化および復号に必要な暗号化鍵の生成を行う。

【0042】

また、パーソナルコンピュータ20Aには、液晶表示器などのディスプレイ14、アルファベットやひらがな、数字などを入力するための入力デバイス26、そして携帯端末10Aと通信を行うための外部I/F27を備えている。

次に、以上のように構成された携帯端末10Aとパーソナルコンピュータ20Aの動作について説明する。

【0043】

(1)コンテンツの取得・保存動作

図2は携帯端末10Aのコンテンツの取得・保存の動作を示している。

コンテンツ取得・保存機能71は、入力デバイス15から入力されたコンテンツのダウンロード要求を受けると、基地局(図示せず)を介して図示しないコンテンツサーバからコンテンツをダウンロードする(ステップ2a)。なお、このコンテンツのダウンロードは、事前にコンテンツサーバから取得したコンテンツリストから所望とするコンテンツを選択することによって行われる。

【0044】

ダウンロード要求を行ったコンテンツが基地局を介してダウンロードされると、制御ユニット7Aは携帯端末10Aの内部クロックから取得したダウンロード日時を上記コンテンツに付加する(ステップ2b)。

【0045】

10

20

30

40

50

なお、ステップ 2 b でコンテンツに付加されるダウンロード日時は、携帯端末 1 0 A の内部クロックを利用するのではなく、基地局から受信する基準時刻を利用することも可能である。

【 0 0 4 6 】

そして、ダウンロード日時の付与されたコンテンツは内部メモリ 8 に保存される（ステップ 2 c ）。

【 0 0 4 7 】

その後、内部メモリ 8 にコンテンツのダウンロードが完了し、ディスプレイ 2 4 に HDD への移動を問い合わせる表示がなされ、これに応じて入力デバイス 1 5 から内部メモリ 8 に保存した上記コンテンツを HDD 1 0 に移動する要求があると（ステップ 2 d の Yes ）、コンテンツ取得・保存機能 7 1 は、内部メモリ 8 に保存され、HDD 1 0 へ移動する要求のあったコンテンツに対応して記憶されているダウンロード日時を読み出してハッシュ計算・鍵生成機能 7 2 に暗号化鍵の生成を要求し、この要求を受けたハッシュ計算・鍵生成機能 7 2 は、上記ダウンロード日時と携帯端末 1 0 A の電話番号とを用いて暗号化鍵の生成を行う（ステップ 2 e ）。

10

【 0 0 4 8 】

ハッシュ計算・鍵生成機能 7 2 で暗号化鍵が生成されると、暗号化・復号処理機能 7 3 は、この生成された暗号化鍵を用いてコンテンツの暗号化処理を行い暗号化コンテンツを作成する（ステップ 2 f ）。

【 0 0 4 9 】

そして、コンテンツの暗号化処理が終了すると、コンテンツ取得・保存機能 7 1 は、ダウンロード日時と暗号化コンテンツを HDD I / F 9 を介して HDD 1 0 に移動し、内部メモリ 8 から移動したコンテンツの削除を行い（ステップ 2 g ）、ダウンロードの処理を完了させる。

20

【 0 0 5 0 】

以上のようにしてダウンロードしたコンテンツの HDD 1 0 への保存が完了したとき、HDD 1 0 では、図 3 に示すように、ダウンロード日時と暗号化コンテンツが対応付けられて保存される。

【 0 0 5 1 】

一方、内部メモリ 8 にダウンロードしたコンテンツの保存が完了した後に、HDD への移動を行わないとの選択が入力デバイス 1 5 から入力された場合も（ステップ 2 d の No ）、コンテンツのダウンロードが完了する。

30

【 0 0 5 2 】

（ 2 ）コンテンツのバックアップ

HDD 1 0 は一般的に衝撃に弱く故障しやすいため、HDD 1 0 に記憶された暗号化コンテンツをパーソナルコンピュータ等の外部の端末にバックアップさせる。例えば、パーソナルコンピュータ 2 0 A に暗号化コンテンツをバックアップする際、携帯端末 1 0 A の外部 I / F 1 3 とパーソナルコンピュータ 2 0 A の外部 I / F 2 7 間を USB ケーブル等で接続し、暗号化コンテンツのバックアップを行う。

【 0 0 5 3 】

図 4 は、HDD 1 0 に記憶されているコンテンツのバックアップ動作を示した図である。

40

【 0 0 5 4 】

ユーザがパーソナルコンピュータ 2 0 A の入力デバイス 2 6 を操作し、携帯端末 1 0 A の HDD 1 0 に記憶されているコンテンツのバックアップを指示すると（ステップ 4 a ）、制御ユニット 8 A のセッション処理機能 8 2 は、外部 I / F 2 7 を介して携帯端末 1 0 A のセッション処理機能 7 6 との間でセッションを形成する処理を実行する（ステップ 4 b ）。

【 0 0 5 5 】

セッションの形成が完了すると、バックアップ・リストア機能 8 3 は、外部 I / F 2 7

50

を介して携帯端末10AのHDD10にアクセスして記憶されているコンテンツのタイトルを取得してディスプレイ24に一覧リストとして表示させる(ステップ4c)。なお、コンテンツのタイトルは暗号化されずに暗号化コンテンツと共に保存されているものとする。

【0056】

この表示された一覧からバックアップするコンテンツの指示があると(ステップ4e)、バックアップ・リスト機能83は、HDD10から指定されたダウンロード日時と暗号化コンテンツを読み出して、メモリ22に保存し(ステップ4f)、バックアップの処理が完了する。このとき、メモリ22にバックアップされた暗号化コンテンツとダウンロード日時は図5に示すように、互いに対応付けられて記憶される。

10

【0057】

以上のようにして携帯端末10Aにダウンロードされたコンテンツのバックアップが行われる。

【0058】

また、バックアップした暗号化コンテンツを携帯端末10AのHDD10にリストアする場合は、同様にパーソナルコンピュータ20Aと携帯端末10AをUSBケーブルなどで接続し、入力デバイス26を操作することで実行する。

【0059】

なお、上記説明では、パーソナルコンピュータ20Aを操作してコンテンツのバックアップを行うとしているが、このようなバックアップは携帯端末10Aから行うことも可能である。この場合、入力デバイス15を操作してディスプレイ14に表示されたメニューからコンテンツのバックアップ機能を選択し、HDD10に記憶されているコンテンツの一覧リストからバックアップするコンテンツを選択することで、セッション処理機能76とセッション処理機能82によって形成されたセッションを介してパーソナルコンピュータ20Aのメモリ22に暗号化コンテンツとダウンロード時刻の保存が行われる。

20

【0060】

また、上記説明は、コンテンツ及び暗号化コンテンツに対応してダウンロード日時が保存されるとしているが、ダウンロード日時に代えて乱数発生機能79によって生成された乱数を保存してもよく、また、ダウンロード日時と共に乱数を保存してもよい。このような場合、ハッシュ計算・鍵生成機能72では、乱数を用い、またはダウンロード日時と乱数を用いて暗号化鍵の生成を行う。

30

【0061】

(3) コンテンツの移動

HDD10に保存したコンテンツの数が多くなり一部のコンテンツを他の機器に移動することや、保存したコンテンツを他の機器で再生するために移動することが行われる。

【0062】

図6はダウンロードによってHDD10に保存されたコンテンツをパーソナルコンピュータ20Aに移動させる動作を説明した図である。

【0063】

まず、携帯端末10Aの入力デバイス15を操作してHDD10に記憶されているコンテンツの一覧を表示する要求があると、制御ユニット7AはHDD10に記憶されている各コンテンツのタイトルを読み出してディスプレイ14に表示させる(ステップ6a)。

40

【0064】

そして、ディスプレイ14に表示されているコンテンツの一覧からパーソナルコンピュータ20Aに移動するコンテンツの選択が行われると(ステップ6b)、コンテンツ移動処理機能74は指定された暗号化コンテンツとこれに対応して記憶されているダウンロード日時を読み出し、外部I/F13を介しセッション処理機能76とセッション処理機能82によって形成されたセッションを介してパーソナルコンピュータ20Aに前記読み出した暗号化コンテンツとダウンロード日時の送信を行う(ステップ6c)。この送信処理が完了すると、コンテンツ移動処理機能74はコンテンツ削除機能77に対してパーソナ

50

ルコンピュータ20Aに移動させたコンテンツの削除を指示し、これに応じてコンテンツ削除機能は指示された暗号化コンテンツとダウンロード日時をHDD10から削除し(ステップ6d)、コンテンツの移動する処理が完了する。

【0065】

一方、携帯端末10Aからパーソナルコンピュータ20Aに送信された暗号化コンテンツとダウンロード日時は制御ユニット8Aによってメモリ22に記憶される。

【0066】

(4) パーソナルコンピュータでのコンテンツ再生

続いて、バックアップや移動処理されたコンテンツをパーソナルコンピュータ20Aで再生する処理について説明する。

10

【0067】

上記の通り、パーソナルコンピュータ20Aのメモリ22にバックアップや移動されたコンテンツは暗号化コンテンツとして記憶されており、またこの暗号化コンテンツとともに記憶されているのはダウンロード日時のみであるため、コンテンツを暗号化した暗号化鍵を生成することはできない。

【0068】

そこでここでは、バックアップや移動の処理によってメモリ22に記憶されたコンテンツの再生を行う場合、携帯端末10Aに対して暗号化鍵の生成を要求し、この要求によって携帯端末10Aで生成された暗号化鍵を受け取ることでパーソナルコンピュータ20Aでのコンテンツ再生を実現することとしている。即ち、暗号化コンテンツの暗号化鍵を生成できる携帯端末10Aが外部I/F27を介して接続されることを、再生の一条件としている。

20

【0069】

以下、図7を用いてパーソナルコンピュータ20Aで暗号化コンテンツを再生する処理について説明する。

【0070】

まず、パーソナルコンピュータ20Aの入力デバイス26が操作され、メモリ22に記憶されているコンテンツの一覧表示の要求があると(ステップ7a)、制御ユニット8Aはメモリ22に記憶されているコンテンツのタイトルを読み出してディスプレイ24に表示させる(ステップ7b)。図8は、このときにディスプレイ24に表示されたコンテンツの一覧の例を示しており、3つのタイトル「AAA」、「BBB」、そして「CCC」が表示されている。そして、タイトル「AAA」のみタイトルの頭に「+」が表示されているが、この記号はタイトル「AAA」のコンテンツは携帯端末10Aからバックアップまたは移動されたことを意味している。

30

【0071】

入力デバイス26を操作してディスプレイ24に表示された一覧から再生するコンテンツの選択が行われると(ステップ7cのYES)、制御ユニット8Aは再生指示されたコンテンツが携帯端末10Aからバックアップ又は移動されたコンテンツである可能確認を行う(ステップ7d)。この確認は、携帯端末10Aから受けた暗号化コンテンツをメモリ22に記憶する際にバックアップ又は移動されたことを示すフラグを設けることで容易に実現することができる。また、ダウンロード日時をバックアップ又は移動されたコンテンツしか持たない仕組みとした場合は、このダウンロード日時の有無によって判断することも可能である。

40

【0072】

ここで、タイトル「AAA」の再生が指示されると(ステップ7dのYES)、制御ユニット8Aはタイトル「AAA」は携帯端末10Aからバックアップまたは移動された暗号化コンテンツであるため、メモリ22からこの暗号化コンテンツに対応して記憶されているダウンロード日時を読み出し、セッション処理機能82とセッション処理機能76とで形成されたセッションを介して携帯端末10Aに暗号化鍵の転送を要求する(ステップ7e)。そして、この要求を行った後、セッション処理機能82に対してセキュアなセッ

50

ションの形成を要求して携帯端末10Aから暗号化鍵を秘匿に入手する処理を行い、携帯端末10Aがダウンロード日時と電話番号から生成した暗号化鍵を受信する(ステップ7g)。暗号化鍵が入手されると、暗号化・復号処理機能81は、この暗号化鍵を用いてタイトル「AAA」の暗号化コンテンツの復号処理を行い(ステップ7g)、復号されたコンテンツはコンテンツ再生処理機能85によってディスプレイ24に再生される。

【0073】

ここでセッション処理機能76とセッション処理機能82との間で形成されるセキュアなセッション、即ち、暗号化鍵を秘匿に入手する手順について説明する

図9は暗号化鍵を秘匿に入手するための流れを説明している。

【0074】

まず、制御ユニット8Aの暗号化・復号処理機能81は、乱数発生機能86によって発生された乱数RANaを、認証鍵Kaを用いて暗号化(図9のE)する(ステップ9a)。そして、この暗号化された乱数E[RANa]は、外部I/F27を介して携帯端末10Aに送られる。

【0075】

携帯端末10Aの制御ユニット7Aが上記暗号化された乱数E[RANa]を受信すると、この暗号化された乱数E[RANa]を暗号化・復号処理機能73に渡し、暗号化・復号処理機能81が用いたのと同じ認証鍵Kaを用いて復号処理を行い、乱数RANaを抽出する(ステップ9b)。また、暗号化・復号処理機能73は、認証鍵Kaを用い、暗号化された乱数E[RANa]に対する一方向性関数の処理(図9のG)を施してTOKENaを求める(ステップ9c)。そしてこの求められたTOKENaは外部I/F13を介してパーソナルコンピュータ20Aへと送信される。

【0076】

なお、上記一方向性関数とは、図10に示すように、入力d1に対して入力d2を用いて暗号化処理を施すと共に、この暗号化によって得られた結果と入力d1との排他的論理和(EXOR)の演算を行う処理のことである。そして、上記の例では、入力d1が暗号化された乱数、入力d2が認証鍵Kaに対応している。

【0077】

一方、暗号化・復号処理部81でも暗号化された乱数E[RANa]と認証鍵Kaを用いて同様の一方向性関数の処理を行ってTOKENa'を求め(ステップ9d)、制御ユニット8Aは、このTOKENa'と携帯端末10Aから受信したTOKENaとが一致するかの認証を行う(ステップ9e)。

【0078】

上記認証処理が終わると、制御ユニット7Aの暗号化・復号処理機能73は、乱数発生機能79によって発生された乱数RANbを、認証鍵Kaを用いて暗号化する(ステップ9f)。そして、この暗号化された乱数E[RANb]を外部I/F13を介してパーソナルコンピュータ20Aに送られる。

【0079】

パーソナルコンピュータ20Aの制御ユニット8Aが上記暗号化された乱数E[RANb]を受信すると、この暗号化された乱数E[RANb]を暗号化・復号処理機能81に渡し、暗号化・復号処理機能73が用いたのと同じ認証鍵Kaを用いて復号処理を行い、乱数RANbを抽出する(ステップ9g)。また、暗号化・復号処理機能81は、認証鍵Kaを用い、暗号化された乱数E[RANb]に対する一方向性関数の処理を施してTOKENbを求める(ステップ9h)。そしてこの求められたTOKENbは外部I/F27を介して携帯端末10Aへと送信される。

【0080】

一方、暗号化・復号処理機能73でも暗号化された乱数E[RANb]と認証鍵Kaを用いて同様の一方向性関数の処理を行ってTOKENb'を求め(ステップ9i)、制御ユニット7Aは、このTOKENb'とパーソナルコンピュータ20Aから受信したTOKENbとが一致するかの認証を行う(ステップ9j)。

10

20

30

40

50

【 0 0 8 1 】

以上のような2度の認証作業がいずれも一致との判断で終了すると、続いて暗号化鍵の転送処理が実施される。

【 0 0 8 2 】

携帯端末10Aのハッシュ計算・鍵生成機能72は、乱数発生機能79で生成された上記乱数RANbと復号処理で抽出した乱数RANaとのE x O R演算を行い(ステップ9k)、更にこの演算結果に秘密鍵Knを用いて一方向性関数の処理を行い(ステップ9l)、セッション鍵Skを求める。

【 0 0 8 3 】

なお、ここでは図10の入力d1が上記E x O R演算の結果、d2が秘密鍵Knに対応する。 10

【 0 0 8 4 】

一方、パーソナルコンピュータ20Aのハッシュ計算・鍵生成機能87でも乱数発生機能86で生成された上記乱数RANaと復号処理で抽出した乱数RANbとのE x O R演算を行い(ステップ9m)、更にこの演算結果に同一の秘密鍵Knを用いて一方向性関数の処理を行い(ステップ9n)、セッション鍵Skを求める。

【 0 0 8 5 】

以上のように求められた2つのセッション鍵Skは、同じ乱数と同じアルゴリズムで生成されるため、同じ鍵として得られる。

【 0 0 8 6 】

セッション鍵Skの生成が終わると、通信端末10Aの暗号化・復号処理機能73は、上記パーソナルコンピュータ20Aから受信したダウンロード日時と自己の電話番号又は機器固有IDとを用いて暗号化鍵の生成を行い(ステップ9o)、更にこの生成した暗号化鍵を、上記セッション鍵Skを用いて暗号化して(ステップ9p)、パーソナルコンピュータ20Aに対して送信する。 20

【 0 0 8 7 】

パーソナルコンピュータ20Aは、ハッシュ計算・鍵生成機能87で求めたセッション鍵Skを用いて暗号化された暗号化鍵の復号する処理を行い(ステップ9r)、そして、得られた暗号化鍵を用いて暗号化されたコンテンツの復号処理が行われる。

【 0 0 8 8 】

また、図7のステップ7cで再生指示以外の入力があると、この入力が終了を指示するものであるか確認し(ステップ7h)、終了以外の指示(ステップ7hのNo)、例えば一覧のスクロールや、タイトルを選択するための上下方向への移動である場合は、指示された処理を行った後に次の入力を待つためステップ7cに戻り、終了が指示された場合は(ステップ7hのYES)、コンテンツを再生するための機能を終了し、例えば待ち受け画面に戻る。 30

【 0 0 8 9 】

また、ステップ7dで再生の指示されたコンテンツが携帯端末10Aからバックアップや移動されたコンテンツ以外のコンテンツであった場合、即ち、図8のタイトル「BBB」やタイトル「CCC」が選択された場合は、制御ユニット8Aはコンテンツ再生処理機能85に再生を指示し、これを受けたコンテンツ再生処理機能85は、メモリ22からタイトル「BBB」又はタイトル「CCC」に対応したコンテンツを読み出してディスプレイ24に表示させる。 40

【 0 0 9 0 】

なお、タイトル「BBB」やタイトル「CCC」のコンテンツが暗号化されている場合は、ハッシュ計算・鍵生成機能87に鍵の生成を促し、生成された暗号化鍵を用いて暗号化・復号処理機能81で復号されたコンテンツが再生される。

【 0 0 9 1 】

以上のような仕組みにより、ユーザに割り当てられた電話番号のような情報を用いて生成された暗号化鍵で暗号化されたコンテンツであっても、バックアップや移動を行った先 50

の機器においても再生することが可能となり、かつ、コンテンツが制限なく利用されることを防止できる。

【0092】

(第2の実施形態)

続いてこの発明の第2の実施形態について説明する。

【0093】

この実施形態では、パーソナルコンピュータがコンテンツサーバからインターネットなどを經由してダウンロードしたコンテンツや、CD-ROMなどの記憶媒体から取り込んだコンテンツを携帯端末に移動(インポート)させて利用することを想定したもので、パーソナルコンピュータに特有の情報、例えば機器番号を用いて生成された暗号化鍵(以下、PCバインド鍵と称する)を用いて暗号化されたコンテンツ鍵を含むコンテンツから、携帯端末に特有の情報である電話番号もしくは乱数を用いて生成された暗号化鍵(以下、ユーザバインド鍵と称する)を用いて暗号化されたコンテンツ鍵を含むコンテンツに変換してから携帯端末に移動させることを特徴としている。

10

【0094】

(1)コンテンツのインポート

図11は、コンテンツサーバからダウンロードしたコンテンツ、又はCD-ROMなどの記憶媒体から取り込んだコンテンツのファイルフォーマットの一例を示した図であり、このフォーマットではコンテンツCは、コンテンツ鍵Kcによって暗号化された暗号化コンテンツEKc[C]を格納するエリア11a、PCバインド鍵Kb又はユーザバインド鍵Kb'によって暗号化されたコンテンツ鍵EKb[Kc]又はEKb'[Kc]を格納するエリア11b、そしてPCバインド鍵やユーザバインド鍵の生成に必要な情報(例えば、ダウンロード時刻、乱数など)のそれぞれを格納するエリア11cから構成されている。

20

【0095】

以下、パーソナルコンピュータ20Aから携帯端末10Aにコンテンツを移動する処理について図12を用いて説明する。

【0096】

携帯端末10Aとパーソナルコンピュータ20AがUSBバスなどによって接続されている状態で、入力デバイス26からコンテンツのインポート機能(メモリ22で記憶しているコンテンツファイルをHDD10に移動させるための処理を実行する機能)が起動されると、制御ユニット8Aは、メモリ22からコンテンツに関する情報、例えば各コンテンツのタイトルを読み出し、一覧としてディスプレイ24に表示する(ステップ12a)。

30

【0097】

この状態で、制御ユニット8Aは、入力デバイス26から移動(インポート)を行うコンテンツの選択がされたか監視し(ステップ12b)、選択があるとメモリ22からコンテンツに対応して記憶されているバインド鍵生成情報を読み出し(ステップ12c)、携帯端末10Aに対して読み出した鍵生成情報を含んだユーザバインド鍵Kb'の生成及び送信を要求する(ステップ12d)。

40

【0098】

携帯端末10Aが外部I/F13を介して鍵の生成及び送信の要求を受けると(ステップ12e)、ハッシュ計算・鍵生成機能72は、この要求に含まれているバインド鍵生成情報を抽出し、携帯端末10Aに固有な情報(例えば、機器番号や電話番号)と組み合わせるユーザバインド鍵Kb'を生成し、生成されたユーザバインド鍵Kb'は制御ユニット7Aによってパーソナルコンピュータ20Aに送信される(ステップ12f)。

【0099】

なお、上記ユーザバインド鍵が生成されて送信されるまでの手順は、秘匿性を保つために、セッション処理機能76とセッション処理機能82との間でセキュアなセッションを行った上で実行されることが好ましい。例えば、図9で説明した処理と同じようなセッシ

50

ョン鍵 S k を生成し、送受信するバインド鍵生成情報やユーザバインド鍵 K b ' を暗号化した上で送受信すればよい。

【 0 1 0 0 】

続いて、パーソナルコンピュータ 2 0 A の制御ユニット 8 A が携帯端末 1 0 A からユーザバインド鍵を受信すると、暗号化・復号処理機能 8 1 は、上記バインド鍵生成情報とパーソナルコンピュータ (P C) に固有な情報 (聞き番号など) とを組み合わせる P C バインド鍵 K c を生成し、 P C バインド鍵 K c で暗号化されているコンテンツ鍵 K c を復号し (ステップ 1 2 g)、その後、ユーザバインド鍵 K b ' を用いてコンテンツ鍵 K c を暗号化する (ステップ 1 2 h)。

【 0 1 0 1 】

上記処理が終了すると、コンテンツファイルは図 1 3 に示されるように、コンテンツ鍵 K c で暗号化されたコンテンツ E K c [C] 1 3 a、ユーザバインド鍵 K b ' で暗号化されたコンテンツ鍵 E K b ' [K c] 1 3 b、そして鍵生成情報 1 3 a で構成され、制御ユニット 8 A はこのコンテンツファイルを携帯端末 1 0 A に対して送信する (ステップ 1 2 i)。

【 0 1 0 2 】

そして、携帯端末 1 0 A は、パーソナルコンピュータ 2 0 A から移動が指示されたコンテンツファイルを受信した後、HDD 1 0 への格納を行って (ステップ 1 2 j)、移動 (インポート) の処理が終了する。

【 0 1 0 3 】

(2) コンテンツの再生

上記のようにしてパーソナルコンピュータ 2 0 A から携帯端末 1 0 A へのコンテンツのインポートが完了すると、携帯端末 1 0 A でのコンテンツ再生が可能となる。

【 0 1 0 4 】

図 1 4 は、インポートしたコンテンツを携帯端末 1 0 で再生する処理を説明した図である。

【 0 1 0 5 】

まず、入力デバイス 1 5 が操作されてコンテンツを再生させる機能が起動されると (ステップ 1 4 a)、制御ユニット 7 A は HDD 1 0 に記憶されているコンテンツのタイトルを読み出してリストとしてディスプレイ 1 4 に表示させる (ステップ 1 4 b)。このとき、カーソルはリストの最初のタイトルに設定されている。

【 0 1 0 6 】

続いて制御ユニット 7 A は入力デバイス 1 5 からの入力を待ち、再生要求があると (ステップ 1 4 c の Y E S)、カーソルが設定されているコンテンツファイルを HDD 1 0 から読み出してこのファイルに含まれている乱数 R A N を抽出してハッシュ計算・鍵生成機能 7 2 にユーザバインド鍵 K b ' の生成を要求する (ステップ 1 4 d)。

【 0 1 0 7 】

ユーザバインド鍵 K b ' が生成されると、制御ユニット 7 A は暗号化されたコンテンツ鍵 E K b ' [K c] をコンテンツファイルから抽出してユーザバインド鍵 K b ' とともに暗号化・復号処理機能 7 3 に復号処理を要求する (ステップ 1 4 e)。この要求があると、暗号化・復号処理機能 7 3 ではユーザバインド鍵 K b ' を用いて暗号化されたコンテンツ鍵 E K b ' [K c] を復号してコンテンツ鍵 K c を求める (ステップ 1 4 f)。

【 0 1 0 8 】

そして、コンテンツ鍵 K c が求まると、制御ユニット 7 A は更に暗号化・復号処理機能 7 3 に対して暗号化コンテンツ E K c [C] の復号を要求し、暗号化・復号処理機能 7 3 によってコンテンツ C が得られる (ステップ 1 4 g)。

【 0 1 0 9 】

このようにして得られたコンテンツ C はコンテンツ再生処理機能 7 8 によってディスプレイ 1 4 に表示される (ステップ 1 4 h)。

【 0 1 1 0 】

10

20

30

40

50

一方、ステップ 14 c で再生要求以外の入力が入力デバイス 15 から指示されると、この入力がコンテンツの再生を終了させる処理であるか判断して、終了処理であれば、待ち受け画面などに復帰し（ステップ 14 j の YES）、終了処理以外の入力であればこの入力に係る処理（例えば、リスト間のカーソル移動、頁切り替えなど）を行って次の入力を待つ（ステップ 14 j の NO）。

【0111】

以上のような仕組みにより、ある機器でのみ再生が認められているコンテンツを他の機器に移動させて再生することが可能となるとともに、コンテンツが制限なく利用されることを防止できる。

【図面の簡単な説明】

【0112】

【図 1】この発明の携帯端末とパーソナルコンピュータの構成を示すブロック図。

【図 2】コンテンツの取得・保存処理の手順を示すフローチャート。

【図 3】取得したコンテンツが携帯端末のハードディスクに記憶されている状態を示す図。

【図 4】バックアップの手順を示すフローチャート。

【図 5】バックアップしたコンテンツがパーソナルコンピュータのメモリに記憶されている状態を示す図。

【図 6】携帯端末からパーソナルコンピュータへコンテンツを移動する手順を示すフローチャート。

【図 7】バックアップまたは移動したコンテンツをパーソナルコンピュータで再生させる時の手順を示したフローチャート。

【図 8】パーソナルコンピュータのディスプレイに表示されたコンテンツのリストの例を示す図。

【図 9】携帯端末とパーソナルコンピュータ間でセキュアなセッションを形成する手順を示したフローチャート。

【図 10】セキュアなセッションを形成する過程で行われる一方向性関数の処理を示した図。

【図 11】取得したコンテンツのファイルフォーマットの一例を示した図。

【図 12】パーソナルコンピュータで記憶しているコンテンツを携帯端末にインポートするときの手順を示したフローチャート。

【図 13】携帯端末にインポートするために変換されたコンテンツファイルの一例を示す図。

【図 14】パーソナルコンピュータから携帯端末にインポートしたコンテンツを再生するときの手順を示したフローチャート。

【符号の説明】

【0113】

1・・・アンテナ、2・・・高周波ユニット、3・・・信号処理ユニット、4・・・PCM コーデック、5・・・スピーカ、6・・・マイク、7A, 8A・・・制御ユニット、8・・・内部メモリ、9・・・

HDD I/F、10・・・ハードディスク（HDD）、11, 23・・・表示 I/F、12, 25・・・入力 I/F、13, 27・・・外部 I/F、14, 24・・・ディスプレイ、15, 26・・・入力デバイス、21・・・メモリ I/F、22・・・メモリ、71・・・コンテンツ取得・保存

機能、72, 87・・・ハッシュ計算・鍵生成機能、73, 81・・・暗号化・復号処理機能、74・・・コンテンツ移動処理機能、75, 83・・・バックアップ・リストア機能、76, 82・・・セッション処理機能、77, 84・・・コンテンツ削除機能、78, 85・・・コンテ

ツ再生処理機能、79, 86・・・乱数発生機能。

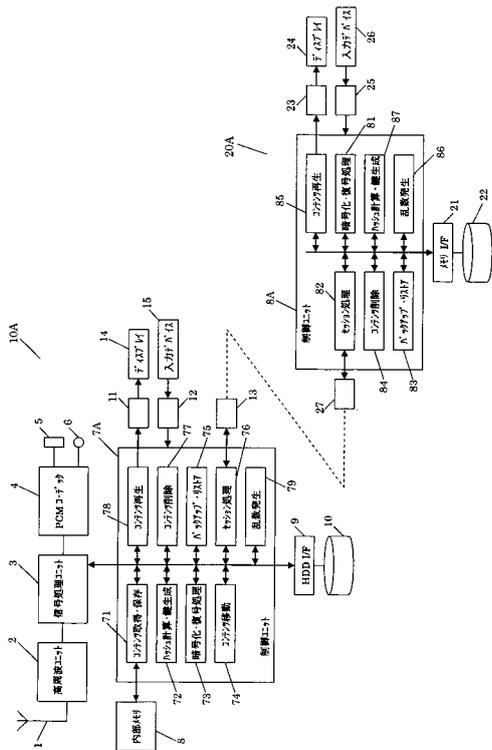
10

20

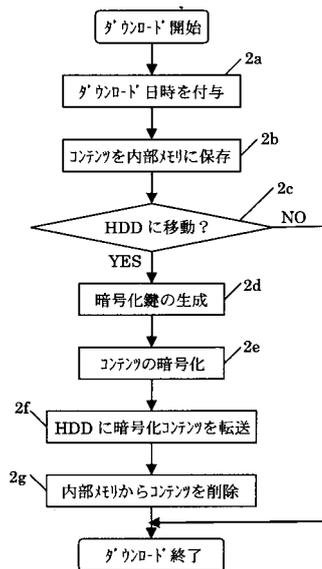
30

40

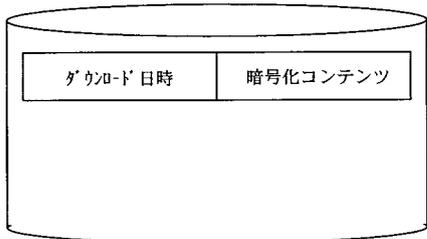
【 図 1 】



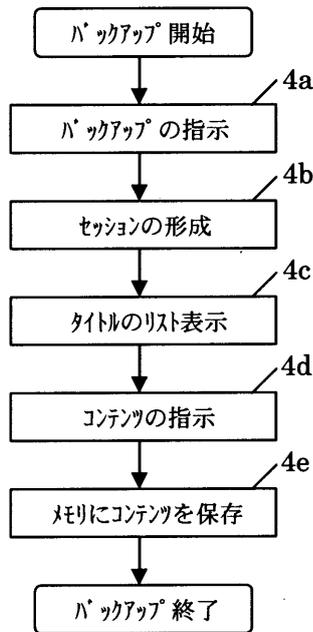
【 図 2 】



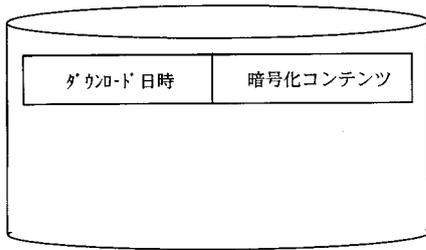
【 図 3 】



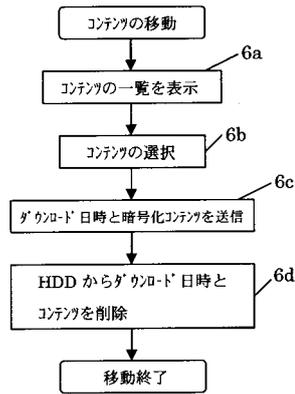
【 図 4 】



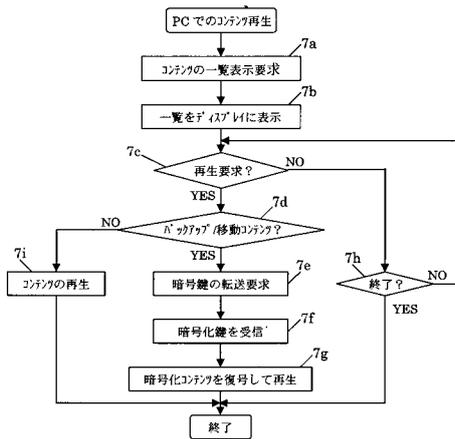
【 図 5 】



【 図 6 】



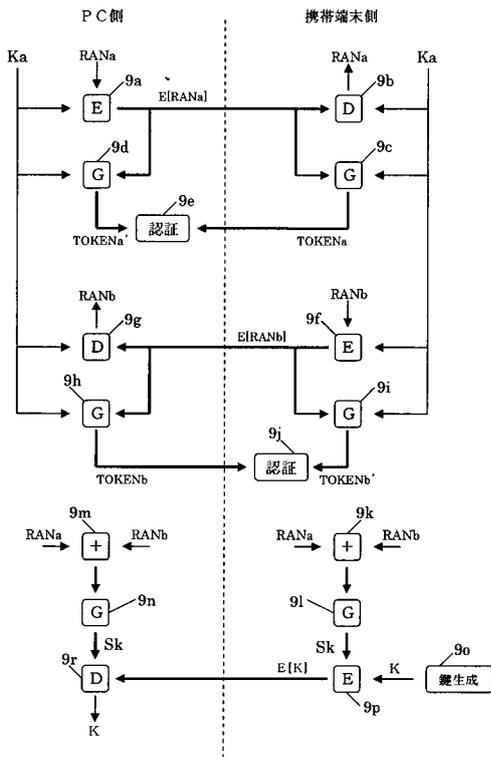
【 図 7 】



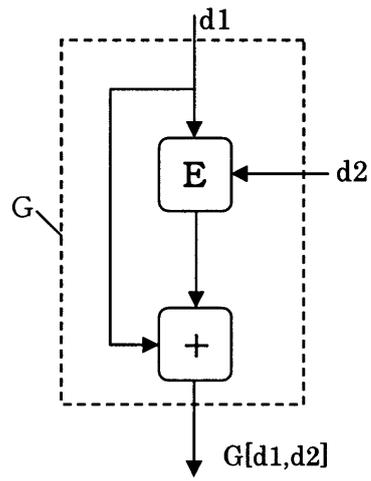
【 図 8 】

コンテンツリスト		
†	AAA	10:00:00
	BBB	08:00:00
	CCC	00:23:34

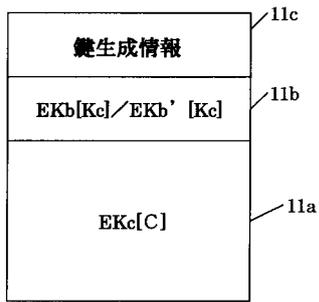
【 図 9 】



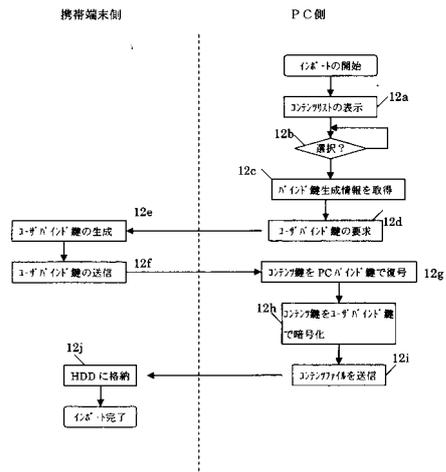
【 図 10 】



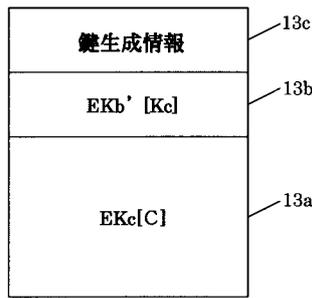
【 図 11 】



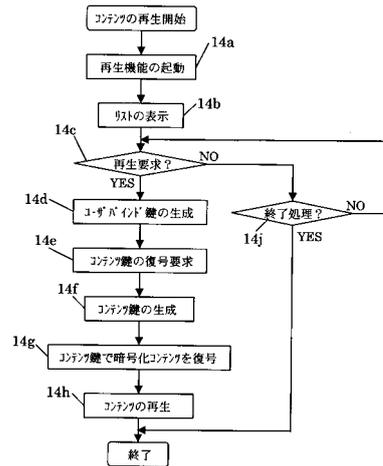
【 図 12 】



【 図 1 3 】



【 図 1 4 】



【 手続 補正 書 】

【 提出 日 】 平成 18 年 7 月 5 日 (2006.7.5)

【 手続 補正 1 】

【 補正 対 象 書 類 名 】 特 許 請 求 の 範 囲

【 補正 対 象 項 目 名 】 全 文

【 補正 方 法 】 変 更

【 補正 の 内 容 】

【 特 許 請 求 の 範 囲 】

【 請 求 項 1 】

ダウンロードしたコンテンツを第 1 の鍵を用いて暗号化する第 1 の暗号化手段と、
 自端末に割当てられた識別情報を記憶する第 1 の記憶手段と、
 前記暗号化手段によって暗号化された暗号化コンテンツと、コンテンツのダウンロード
 日時とを対応付けて記憶する第 2 の記憶手段と、
 前記識別情報と前記ダウンロード日時とを用いて第 2 の鍵を生成する鍵生成手段と、
 この生成された第 2 の鍵を用いて前記第 1 の鍵を暗号化する第 2 の暗号化手段と、
 外部機器との間でデータの送受信を行う送受信手段と、
 前記暗号化コンテンツ、前記暗号化された第 1 の鍵、および前記ダウンロード日時とを
 対応付けて外部機器に移動させるコンテンツ移動手段とを有し、
 前記送受信手段を介して外部機器からダウンロード日時を含む鍵生成要求を受信すると

、
 前記鍵生成手段は、この要求に含まれる前記ダウンロード日時と前記第 1 の記憶手段
 に記憶されている識別情報とを用いて第 2 の鍵を生成し、

前記送受信手段は、前記鍵生成手段によって生成された第 2 の鍵を前記外部機器に対
 して送信することを特徴とする情報端末装置。

【 請 求 項 2 】

ダウンロードしたコンテンツを第 1 の鍵を用いて暗号化する第 1 の暗号化手段と、
自端末に割当てられた通信に利用する識別情報を記憶する第 1 の記憶手段と、
前記暗号化手段によって暗号化された暗号化コンテンツと、コンテンツのダウンロード
日時とを対応付けて記憶する第 2 の記憶手段と、
前記識別情報と前記ダウンロード日時とを用いて第 2 の鍵を生成する鍵生成手段と、
この生成された第 2 の鍵を用いて前記第 1 の鍵を暗号化する第 2 の暗号化手段と、
外部機器との間でデータの送受信を行う送受信手段と、
前記暗号化コンテンツ、前記暗号化された第 1 の鍵、および前記ダウンロード日時とを
対応付けて外部機器に移動させるコンテンツ移動手段とを有し、
前記送受信手段を介して外部機器からダウンロード日時を含む鍵生成要求を受信すると

、
前記鍵生成手段は、この要求に含まれる前記ダウンロード日時と前記第 1 の記憶手段
に記憶されている識別情報とを用いて第 2 の鍵を生成し、
前記送受信手段は、前記鍵生成手段によって生成された第 2 の鍵を前記外部機器に対
して送信することを特徴とする情報端末装置。

【請求項 3】

ダウンロードしたコンテンツを第 1 の鍵を用いて暗号化する第 1 の暗号化手段と、
自端末に割当てられた電話番号を記憶する第 1 の記憶手段と、
前記暗号化手段によって暗号化された暗号化コンテンツと、コンテンツのダウンロード
日時とを対応付けて記憶する第 2 の記憶手段と、
前記電話番号と前記ダウンロード日時とを用いて第 2 の鍵を生成する鍵生成手段と、
この生成された第 2 の鍵を用いて前記第 1 の鍵を暗号化する第 2 の暗号化手段と、
外部機器との間でデータの送受信を行う送受信手段と、
前記暗号化コンテンツ、前記暗号化された第 1 の鍵、および前記ダウンロード日時とを
対応付けて外部機器に移動させるコンテンツ移動手段とを有し、
前記送受信手段を介して外部機器からダウンロード日時を含む鍵生成要求を受信すると

、
前記鍵生成手段は、この要求に含まれる前記ダウンロード日時と前記第 1 の記憶手段
に記憶されている電話番号とを用いて第 2 の鍵を生成し、
前記送受信手段は、前記鍵生成手段によって生成された第 2 の鍵を前記外部機器に対
して送信することを特徴とする情報端末装置。

【請求項 4】

認証処理手段を更に有し、この認証処理手段は、前記送受信手段が前記外部機器から受
信した鍵生成要求に基づいて生成された前記第 2 の鍵を該外部機器へ送信する前に、該外
部機器との間で認証処理を実行することを特徴とする請求項 1、2、または 3 に記載の情
報端末装置。

【請求項 5】

コンテンツを第 1 の鍵を用いて暗号化する第 1 の暗号化手段と、
自端末に割当てられた電話番号を記憶する第 1 の記憶手段と、
前記暗号化手段によって暗号化された暗号化コンテンツと、コンテンツのダウンロード
日時とを対応付けて記憶する第 2 の記憶手段と、
前記電話番号と前記ダウンロード日時とを用いて第 2 の鍵を生成する鍵生成手段と、
この生成された第 2 の鍵を用いて前記第 1 の鍵を暗号化する第 2 の暗号化手段と、
外部機器との間でデータの送受信を行う送受信手段と、
前記暗号化コンテンツ、前記暗号化された第 1 の鍵、および前記ダウンロード日時とを
対応付けて外部機器に移動させるコンテンツ移動手段とを有し、
前記送受信手段を介して外部機器からダウンロード日時を含む鍵生成要求を受信すると

、
前記鍵生成手段は、この要求に含まれる前記ダウンロード日時と前記第 1 の記憶手段
に記憶されている電話番号とを用いて第 2 の鍵を生成し、

前記送受信手段は、前記鍵生成手段によって生成された第2の鍵を前記外部機器に対して送信することを特徴とする情報端末装置。

【請求項6】

ダウンロードしたコンテンツを第1の鍵を用いて暗号化する第1の暗号化手段と、
自端末に割当てられた電話番号を記憶する第1の記憶手段と、
前記暗号化手段によって暗号化された暗号化コンテンツと、コンテンツのダウンロード日時とを対応付けて記憶する第2の記憶手段と、
少なくとも前記電話番号と前記ダウンロード日時とを含む鍵生成情報を用いて第2の鍵を生成する鍵生成手段と、
この生成された第2の鍵を用いて前記第1の鍵を暗号化する第2の暗号化手段と、
外部機器との間でデータの送受信を行う送受信手段と、
前記暗号化コンテンツ、前記暗号化された第1の鍵、および前記電話番号を除いた鍵生成情報とを対応付けて外部機器に移動させるコンテンツ移動手段とを有し、
前記送受信手段を介して外部機器から前記電話番号を除いた鍵生成情報を含む鍵生成要求を受信すると、
前記鍵生成手段は、この要求に含まれる前記電話番号を除いた鍵精製情報と前記第1の記憶手段に記憶されている電話番号とを用いて第2の鍵を生成し、
前記送受信手段は、前記鍵生成手段によって生成された第2の鍵を前記外部機器に対して送信することを特徴とする情報端末装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記目的を達成するために、この発明に係わる情報端末装置では、ダウンロードしたコンテンツを第1の鍵を用いて暗号化する第1の暗号化手段と、自端末に割当てられた識別情報を記憶する第1の記憶手段と、前記暗号化手段によって暗号化された暗号化コンテンツと、コンテンツのダウンロード日時とを対応付けて記憶する第2の記憶手段と、前記識別情報と前記ダウンロード日時とを用いて第2の鍵を生成する鍵生成手段と、この生成された第2の鍵を用いて前記第1の鍵を暗号化する第2の暗号化手段と、外部機器との間でデータの送受信を行う送受信手段と、前記暗号化コンテンツ、前記暗号化された第1の鍵、および前記ダウンロード日時とを対応付けて外部機器に移動させるコンテンツ移動手段とを有し、前記送受信手段を介して外部機器からダウンロード日時を含む鍵生成要求を受信すると、記鍵生成手段は、この要求に含まれる前記ダウンロード日時と前記第1の記憶手段に記憶されている識別情報とを用いて第2の鍵を生成し、前記送受信手段は、前記鍵生成手段によって生成された第2の鍵を前記外部機器に対して送信することを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

この発明では、携帯端末で取得したコンテンツを他の機器にバックアップや移動を行っ

た際、コンテンツが制限なく利用されるのを防止しつつ、バックアップや移動先の機器でもコンテンツを利用することを可能とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

フロントページの続き

Fターム(参考) 5C164 FA08 PA04 PA21 SC02P TA06P UC22P
5J104 AA12 AA16 EA04 EA15 EA16 JA03 NA02 NA37